

修繕工を施した、舊混凝土舗装は縦斷伸縮接合は無つたが新舗装には大部分は中央に縦斷伸縮接合を設置した。

本舗装は實驗道路として施工したのであるから混凝材に砂利を用ひた所も碎石を用ひた所もある且補強様式も鐵筋量も色々に變化を與えて試みられた且再舗装の厚サにも色々變化を與え道路中央にて最小厚二吋七五乃至最大厚四吋で舊舗装は新舗装の設計路頂よりヨリ大なる路頂を有せるが故に道路兩側の再舗装厚は三吋半乃至五吋に變化を與え

る様になつた。而して其結果が甚だ良好で有つた故に「ユウウク」州にも此種再舗装を行つた様である。

「ボストン、ボスト、ロード」(Boston Post Road)にも此種再舗装を行つたが之は交通荷重の尤も重い所である舗装の最小厚は五吋にしたが舊舗装の状態によりては幾分の變化を與えたのである、是等は凡て最も經濟的に且工事も完全に満足なる再舗装を得たと報告して居る。

米 都市交通取締條例準則理由書 (二)

瀧川勸則

市街電車の追越

市街電車と自動車との間に於ける最も危険なる一事項は

自動車が乗客又は降客を處理しつゝある市街電車を追越すことである。何等の取締規定を設けずしてこれを許す事は歩行者に對し大なる突發事故を誘發すべき原因となる。停

車中の電車を追越す事を自動車に對し全然禁止するときには他面に於て不當にして不必要なる交通渋滞を來す結果に陥ることとなる。故に斯る不賢明なる兩極端は之を除去することに努めねばならぬ、茲を以て委員會に於ては此問題に關して交替規定を設置した。即ち第十九條第一項は一字一句皆統一車輛法典から採用したものであつて、第十九條第二項は市街電車の乗客に對する事故突發を増加せしむること無く交通運輸の促進を行はしむるものである。而して第二項の規定は自動車運轉手は市街電車乗降客が完全に安全なる場所に達するまで停留中の電車の最後部線に於て自動車を停止せしむべきことを規定した。但し安全地帯の設置ある場所に於ては自動車は不適當に大なる速度を出すことなく歩行者の安全に對し完全にして充分なる注意を拂ひつつ停車中の電車を追越すことを許した。

他の一般交通との關係に於ける

市街電車の操縦

市街電車と他の一般交通機關との間に於ける事故は出來得る限り適當なる方法に依つて防止する事を必要とする。市街電車の運轉は勿論街路に敷設した軌條上に限る。これ電車と他の一般交通機關との關係に付考慮すべき最も重要な事項の一つである。市街鐵道會社の公道使用に關しては絶對的權利は許されないが、さればとて自動車運轉を以て市街鐵道の自由使用の範圍に屬する街路に對して不法なる干涉をなすべきものではない。第二十條の規定は自動車運轉手にして市街鐵道の前方軌條内を進行中、電車運轉手より信號を接受するや否や直ちに車體を軌條外に變向することなきは不法なりと認めてゐる。

安全地帯内の運轉

第二十一條は運轉手に對して如何なる時に於ても條例の規定に依る安全地帯内を運轉する事は不法なりとなした。或都市に於ては安全地帯に歩行者の在らざる時に限りこれが通過を許してゐるが、委員會に於ては斯かる規定は安

全地帯に入らんとする歩行者を驚愕せしめ、又斯かる事項を運轉手に一任することは不安なりとした。

進行中の電車に於ける乗降

第二十二條は進行中の電車其の他の車輛に乗車し、又はこれより降車することを以て不法なりとした。

鐵道列車又は市街電車の街路遮

斷の禁止

第二十四條に於ては郊外又は市街の汽車又は電車により如何なる街路をも不合理に遮斷する事を禁止してゐる。

停車、停留及駐車

現行の都市交通に關する法令は都市街路に於ける停車、停留、駐車に關する多くの規定を發表してゐる。而して凡そ駐車に關する取締に對する違反及爭論程激烈なるものはない。不幸にして斯かる多くの取締規定は正確なる根本原

理を考慮することなく、利害關係ある特殊部分の要求に従つてのみ採用され來つた。而して駐車に對する制限規定の告知が充分でない結果、規則違反を惹起し且又罰金懲課の場合を激生せしむること多大なるものがある。茲を以て本規定に於ては駐車禁止地點、時間的駐車制限地點、時間的無制限駐車地點、角度駐車地點其の他の統制に關する一切の種類及方法等を表示解説した。而して一般の要求は明かに駐車問題に關する考慮及此問題に關する完全なる發達を希望しつゝある。

公道は第一に公衆の旅行に對して公開されたものである然しながら自動車所有者が其の目的地に到達したる場合に於て之を停車、停留することは自動車其のものゝ使用目的として必要なものである。緣石線に於ける停車又は駐車は車道を使用する他の交通機關の妨害とならない範圍に於ては便利なことである。然しながら若し其れが他の自動車の運轉の爲にする街路使用目的の妨害となる場合に於ては當該目的の爲に讓歩せねばならぬ。同様に緣石線に近

接する地域に於ける無制限駐車及自動車の放置は其れが他の一時的に荷物の積卸を爲さんとして假停車を爲すことを希望しつゝある多くの自動車運轉手に依つて占めらるゝ地域を妨害する場合に於ては許す可からざるものである。又單に自動車が近接したるのみにて公道使用者に對し危険の發生する恐れある如き場所に於ては駐車は勿論停車も禁ぜられてゐる。

特殊地域に於ける停車の禁止

他の交通との輻輳を避くる爲又は交通標識或は交通信號又は交通官の指示に従ふ場合を除き、第二十五條は絶対に次の如き地點に於ける駐車及停車を禁止した。即ち交叉點内、横斷歩道、歩道上、安全地帯と之に近接する縁石線との間、自動車道の前部、消防署入口、交叉車道近接閉塞地點、消火栓近接地點。前述の場所に於ては假令瞬間たりとも停車を行ふに於ては直ちに正當なる自動車の運轉及歩行者の行動を妨害し、其の結果大なる危険を惹起する恐れが

ある。

併して第二十五條の附註に於ては許容された自家用車運轉手が乗降者を處理する爲に充分なる時間停車する必要を認めつゝある。而して此の問題は充分に廣き二種類の乗降地帯を適當な範圍に設置することに依つて完結せらるべきものと推察せられつゝある。(第二十六條参照)

特定地域に於ける積載作業の爲

の停車

都市當局は屢々荷物貯藏所と貨物積卸のために使用する縁石線地域との關係に於て交通の輻輳を發見する。故に委員會に於ては旅客の乗降及貨物の處理以外の目的のため指示又は記號した乗降地帯内に車馬を停止せしむる事を禁止した。而して他の交通を妨ぐと雖も若し二列駐車或は停車を爲す爲に縁石線地域の全部を占有せざるべからざる如き地點に於ては貨物積卸地帯の設置は必要なるものである。第二十六條は斯かる地帯のために規定を設けた。而して又

是等の地域に於ては荷物積卸作業以外の目的を以て車馬を停車せしむることを禁止した。又貨物積卸しのための作業と雖も要求された時間を超過する停留は特權の濫用として禁ぜられてゐる。

特殊地點に於ける駐車時間の制限

交通の要求及條件に適應する地方的駐車時間の制限取締規則を決定するために、交通調査を爲すべき委員會を各都市に設置するは推奨すべきことである。駐車調査は毎日市の中央商業地域に進入し來る自動車の全數を明確に決定し、駐車場探求車數、平均駐車時間、街路以外の有效駐車地域等を決定して取締規定の構成と整備とを期すると同時に最大多數の最大利益を案出すべきものである。

比較的少數の自動車に常に一定の駐車地域を獨占しつゝある場合に於ては當然少數を以て多數の自動車を妨害しつゝあるものなれば、駐車に對する時間的制限を必要とするものである。

何時如何なる時間的制限を設置するやの問題は一に各種の狀況に依存するものである。第三十一條に於ては駐車時間の制限に關し之を地方当局者の手に委任した。

一定時間中駐車禁止

混雑地域に於ける終日の駐車を禁止し及最大交通量に對し主要なる道路を開放する目的のために或る都市に於ては斯かる主要街路及中央商業區域に於て朝夕の混雑時に於ける駐車を禁止しつゝある。第三十二條は右の街路及時間に關しては都市當局者の手に委任しつゝ斯かる禁止に關する事項を規定した。

早朝時の駐車制限

各都市に於ては夜間に於ける都市街路上の自動車停滯を無からしむる目的を以て、街路上の夜間駐車一切を禁止した。斯かる駐車は通常夜間に於てなざるゝ街路淨化作業を妨害し同時に自動車竊盜及自動車放棄に對する警察官の監

視能力に大なるハンデイキャップを付するものである。

條例第三十三條の規定は徹夜の駐車を右の如く禁止したものである。

縁石線に接近せる停車及駐車

駐車しつゝある自動車の外側に駐車することは交通潮流に對して大なる支障を來すものである。縁石線より二、三呎の地點に駐車するもそは直ちに一個の新らしき交通小路を形成し全く壕口の如き狹路交通の状態に陥らしむるものである。第三十四條第一項の規定は二、三の例外を除いて自動車は常に縁石線若しくは車道端と並行に停車し其間に六吋以上の間隙を存せしめざる様駐車すべきことを要求した。本條は尙一方交通街路以外に於ては自動車は常に道路の右側に駐車すべきことを要求してゐる。

角度駐車

駐車地域の要求は多くの都市をして、角度駐車を採用せ

しむるの傾向に赴かしめつゝある。自動車は縁石線に並行して駐車する代りに、直角に或は斜角に縁石線に面して、或は背面して駐車すべく、角度駐車は第三十四條第一項に對する二個の例外中の一に於て規定された。

此の方法に於ては與へられたる縁石線に沿つて多數の自動車が駐車すると同時に、それだけ廣大なる街路面積が消費せらるゝ理である。故に此の方法は幅員狭き主要直通街路に適用するは不可能である。若し強て之を行はんか幅員は不適當に狭少となるのみならず交通事故を惹起するの危険性が隨伴するものである。

第三十四條第二項の他の例外規定は同條第三項の許可を受け自動車の尾板より貨物の積卸を爲すことを法律上正當なりと認められた。第三十條附註に於て叙べた如く委員會は此の條項の實施は交通状態に大なる牴觸をなすものとして排斥しつゝある、然しながら今日他の方法に依つて貨物の積卸を爲すは更に困難なる作業なりと思考せらる。

駐 車 標 識

駐車に關する各條項は、要求を示すべき適當なる施設を施行し之を保持すべきことを要求す。駐車時間制限規定を示す信號は縁石線内面に設備することを要する。駐車に對する時間的制限は都市の變ると共に變化すべく、同一都市の異りたる部分に於てさえ變化することもある。故に運轉手の利益及規則遵守のために駐車に關する制限時間は適當なる場所に明示することが最も緊要なる事項である。

販賣の爲の駐車

賣却の目的を以て街路上に自動車を駐車することは望むべき事項ではない。依つて準則中の禁止條項中に之を加へた。

街路の終點

一般運輸業者に對する街路の終點又は轉換點の使用に關

しては委員會に於て注意深き考慮を拂はれた。そは各州により其の根本的條件を異にするを以て條例中に斯かる使用に關する制限規定を一般的に設けることは極めて困難なるものなるが故である。然しながら委員會は、一般に或都市に於て街路の一部を電車、鐵道等の終點又は轉換點として使用することは街路の濫用に屬するものであるから、各都市に於ては混雜地域を鐵道業者に於て終點又は轉換點に使用することは出來得る限りこれを避くべきものであると勸告した。

乗降客の處理に對する最大限度の時間を規定した第二十條の規定は都市街路に於ける乗降時間の超過を防止せんとしたものである。或都市に於ては一層嚴格なる處置を取り乗合自動車會社に對して街路外に終點を設置することを要求した。併し委員會は之を以て地方的決定にして未だ條例の準則中に含有せしむべきものにあらずとなした。タクシーに關しては問題は自ら異つて來る。縁石線の地點にタクシーの停留することを禁ずるは實際交通の促進上大いに

有效な事項である。故にタクシイの都市運轉に對しては一定區域を指定し監督の下に此區域の使用を許容するは甚だ便利なことである。委員會は此等の事項に對してはこれを一般法典中に含有せしむるよりも寧ろ補助法典中に認むるを可なりとなし、此問題に就ては附録(C)に於て説述した。

街路の遮斷

街路遮斷の數種の形式は多くの都市に於て許容されつゝあるも、それは車馬及歩行者の安全と敏活とを妨害すること甚だしい。而して是等種々なる業態の中最も重大なるものは建築工事に關聯して街路或は歩道の使用を建築者に許可する傳統的慣習に由來する事項である。従つて斯かる許可を與ふる權限を有する地方當局は近代的建築術の許容する限度に於て是等の妨害が制限されるべきを希望すべしと思考せらるゝ。然しながら委員會に於ては條例の準則が街路遮斷事項に迄進出すべきものなることを認めない、寧ろ是等の制限は個々の條例に依つて充分實施し得べしと信じつゝ

ある。

依つて附録(D)に述べたる如き條例の形式を以て之を提案した。

街路の右側通行

尠くとも一箇の交通規定が一致の協定に到達したることは誠に欣幸とする所である。反對方向に進行しつゝある車馬の操縦者は相互に左側を通過すべく要求されてゐる。此の規定は一般に次の如き命令に依つて補足せらるゝ、即ち各車馬は他の車馬に對し主要車道の尠くとも半分を與ふ限り正確に附與すべし。此の規定は街路に於けると同様州道及郡道等に於ても適用せらるゝ。但し一方交通のみ許可されたる街路に於ては此の限りではない。此の根本的規定の採用は街路に於ける車馬交通に適用されるべき補足的規定を必要とする。

又條例は緩行車馬に對し出來得る限り街路の右端或は右側縁石線に接近して通行すべきことを強制してゐる。こは

街路の中央線に近く急行車馬の自由なる通行を許容するが爲である。或都市に於ては交通を容易にし衝突を避くる爲、鋪道を記號に依つて小路線に分つてゐる。而して其の結果は概して良好である。

主要なる直通街路にして三本の通行路線に充分なる幅員を有するものに限り、一方向の交通過多に備ふる要あるときは、二本の通行路線は一方向の交通に、残る一本は反對方向の交通に使用すべきを指示する。斯かる場合に於ては明瞭に標識を附することを必要とする。従つて條例第三十七條は車馬の操縦者は公道の右半を走行すべきこと、緩行車馬は不可能ならざる限り右端或は右側縁石線に接近して通行すべきこと及斯かる規定は街路面上にある標識を妨害し又は特殊方向の交通に對する指定路線の定置を亂すことと無くして行はるゝ場合ならざるべからざることを命じた。

車馬の追及、追越

州及都市の規定は共に從來同一方向に進行する他の車馬を追越さんとする車馬は該車馬の左側を通過すべきを要求した。此の規定は市街に於て頻繁に背反せらるゝこと及多くの廣路に於ては一般に右側追越が實行されつゝあることに依つて、廣き街路に適用された場合に於ては本原則の妥當なるや否やに付問題を生ずる導火線となるものである。明かに或州に於ては車馬が出來得る限り右側縁石線に接近進行すべきを要求せる結果として此の規則に嚴密に従ふことは頗る困難である。而して街路の中央線に接近して進行するは運轉手の自然的傾向なるが如く見受られる。斯くして彼等は横斷に一層良好なる視界を又操縦に一層廣き場所を與へられ、従つて視障物の間の縁石線から突然出現する歩行者に衝突するの危険を一層少くして進行する。此の一般に行はれつゝある方法は「追越す車馬は左側を進行すべし」との規定と結合するに於ては街路の最右端を使用すべしとの事項にも違背する結果となり、又追越す際に不都合なる街側を通行すべしと強ゆる結果となる。斯かる事實

の認識は「幅員廣き街路に於ては追越及通過に右側を通行するも可なり」との結論に達す。車馬の追及、追越に關する事項は之を準則中に挿入せず、勸告（第九）に於て記述するに止めた。

追及、追越の特權に對する制限

州及都市の規定は追越の特權に對し或制限を課した。追及又は追越の際に於て左側を進行し得るは前進し來る交通に對し前方に此の運動を安全に遂行し得べき充分なる距離ある場合に限る。勸告第九の第一項は之が爲に設置されたものである。

勸告第九の第二項に於ては車馬は交叉點に於ては同方向に進行中の他の車馬を追及又は追越することを禁止した。尤も交通官に依り又は「止め」「進め」の信號に依り統制された交叉點に於ては是等の準則は不要なる如く思考せらるゝ。

實際斯の如き交叉點に於ては追及、追越を許容することに依つて車馬の運動は安全に且輕便となるべく、依つて右の

禁止にも例外を認めた。

追越車馬に對する讓歩

他車に追及され又は追越されんとする車馬運轉手の行爲が規定を犯すか否かに依つて其の安全が確定せらるゝ。常に被追越車馬の運轉手は右側に道を讓るべく、追越車馬と競争し又は速力を増大することは禁止せられてゐる、而して此の規定は勸告第十一に之を收めてゐる。

交叉點に於ける轉向

交叉點に於ける車馬の操縱及特に交叉點に於ける轉向は時として重大なる衝突を惹起し又事故統計に於ても大なるパーセントを示しつゝある。

交叉點に於ける車馬の運動状態を容易にし且安全の最大限を保證する爲に車馬の運動を統制すべき適當なる規定を求むるは必要且つ適當なる事である。第三十八條は此等の規定を具體化したものであつて交叉點に接近し又は轉向を

爲す車馬は右端又は右側縁石線に近接して之を爲すべく之に依つて他の交通の流との牴觸を極少と爲すことが出来る。都市に於ける實際の取扱に於ては左方轉向の方法に就て種々なる變化を示しつゝある。左方轉向は通行路線から次に車道の中央に向つて爲されざるべからずと信ぜられてゐる。此の方法は他の車馬が同一方向に走行中、右側に轉向して通過する場合に於ても許容せられる。或二、三の都市に於ては左方轉向は右側交通から次に右側縁石線に隨つて爲されざるべからざることを要求してゐる。委員會に於ては之を最良の實際的方法なりとは認めてゐない。是等の運動は左方轉向に際して車馬をして後方より接近しつゝある他の車馬の交通の流を横斷せしめ且前方から直進すること、を希望する結果となるを以て、此の方法も亦右方轉向の車馬に對してこれを妨害する事となる。一般的に交通統制の行はれない交叉點に於ては左方轉向車馬に對しては交叉點の中央を廻つて進行する事を要求することが最も時宜を得たるものなること明瞭である。此の要求なきに於ては運轉

手の傾向は實際に於て街角を横斷し易く極端に左側を運轉通行する結果に立至るべく、而して此の方法を行ふときは結局左方轉向の車馬をして左側より接近しつゝある車馬と正面衝突をなさしめ又歩行者に危害を加ふるが如きこともある。是等の危険は道路境界線の記號に依り又は信號手に依り或は其他縁石線を延長したる街路部分の中央を記號又は其他の方法を以て指示することに依り除去することが出来る。此方法は *Four-point* 主義として有名である。

左方轉向車馬の運轉手は方向を轉換せんとする街路上の符號の右側を保ちつゝ進行せねばならぬ。又方向轉換を爲す街路記號の右側を保持しつゝ進行せねばならぬ、此の方法によれば比較的安全且容易なる方向轉換運動を爲すことが出来る。

條例は左方に轉向せんとする車馬に對して一般的法則を前置し、(一方交通路を除く)方向轉換はボタン、記號又は其他の標識に依り表示されたる方法に依り各場合に從つて行ふべく、他の方法を以て指示せられざる限り必ず交叉點

の中央點を迂回して進行すべきことを要求してゐる。

交通が交通巡查の「止め」「進め」の信號に依り統制される交叉點に於ては左方轉向に關し明白なる理解を得ること
が最も重要な事項である。此の方法は普通條件に於ける特殊交叉點に最も好適する。上記普通條件は四方向に於ける交通が概して同量なる状態にある交叉點に於ては左方轉向は必ず「進め」の信號に依つて行はれざるべからずと信ぜられて居る。尙此の方法は特に通行路線に依つて占められたる街路に於て有望なることである。左方轉向車馬は「進め」の信號に依つて直ちに進行を許容されねばならぬ。

斯くして後續接近車に對し通行路を明示することとなる
交通事故は「進め」の信號に依つて爲さるゝ左方轉向の場合に於てよりも、其の他の方法の採用されたる左方轉向の場合に於て惹起することが多い。故に斯かる左方轉向が行はれつゝある場合に關する方向指示は明かに符號又は信號に依り指示せられざるべからざることが頻りに唱道せられて居る。

交叉點に於ける轉向

交通が緩慢なる場合に於ては如何なる交叉點に於ても正當なる注意を以て爲さるれば反對方向に向つて進むべき完全なる轉向が拒否されねばならぬ理由はない。然しながら交通が交通巡查又は「止め」「進め」の信號統制を必要とする程度に多量なる場合に於ては交通の運動は他の交通の運動との間に多大なる障害を醸成することとなる。故に條例第三十九條に於ては轉向の制限に付原則的規定を設けた。

小路又は私道より車道への進出

重大なる危険は路地又は私道より來る車馬の運動に依つて惹起せらるゝ。歩道に於ける歩行者に對する直接の危険は車馬が街路の車道より進入する場合に於て甚だ多い。故に條例第四十條に於ては路地又は私車道より出現せんとする車馬は歩道を横斷する前又は路地を横斷して歩道に進入する前一時完全に停車すべく要求した。